

「暗号資産の取扱いに関する規則」(新旧対照表)

「暗号資産の取扱いに関する規則」の一部を次のとおり改正する。

※傍線部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>(取扱廃止時等の対応)</p> <p>第 10 条 会員は、取扱暗号資産の取扱いを廃止する場合には、<u>取扱廃止</u>日の 30 日前までに、自社のウェブサイトその他利用者が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、利用者に対して周知しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 会員は、<u>取扱暗号資産の取引の種類が複数あり、その一部の取引における取扱を取りやめる場合(以下「取扱一部取りやめ」といいます。)</u>には、<u>取扱一部取りやめの日の 30 日前までに、自社のウェブサイトその他利用者が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、次の事項を利用者に対して周知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>取扱いを取りやめる取引の種類(取引所取引・販売所取引・信用取引等)及び取扱を一部取りやめる暗号資産の名称</u></p> <p>(2) <u>取扱一部取りやめの日時</u></p> <p>(3) <u>取扱一部取りやめの理由</u></p> <p>(4) <u>取扱を一部取りやめる暗号資産の返還等の方針</u></p> <p>(5) <u>取扱を一部取りやめる暗号資産の利用者への返還等を行うために必要となる情報</u></p> <p>(協会への報告等)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(取扱廃止時の対応)</p> <p>第 10 条 会員は、取扱暗号資産の取扱いを廃止する場合には、<u>取扱中止</u>日の 30 日前までに、<u>法第 63 条の 20 第 3 項に基づく廃業公告の実施とともに、</u>自社のウェブサイトその他利用者が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、利用者に対して周知しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 (新設)</p> <p>(協会への報告等)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

<p>3 会員は、取扱暗号資産の取扱いを廃止する場合には、当該廃止に係る<u>周知を行う日の1週間前までに</u>、次の各号に掲げる事項を協会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 前条第2項各号の事項</p> <p>(2) 利用者への周知の方法及び周知日</p> <p>(3) <u>法第63条の20第3項に基づく公告を行う場合、公告の方法及び公告の実施日</u></p> <p>(4) 取扱廃止暗号資産の保有者数、保有数量及び保有金額</p> <p>(5) 取扱廃止の機関決定日</p> <p>(6) 暗号資産の返還等の方針（取扱廃止日以降の取扱いを含む。）</p> <p>4 会員は、取扱暗号資産の取扱一部取りやめを行う場合、<u>前条第4項に基づく周知を行う日の1週間前までに</u>、次の各号に掲げる事項を協会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 前条第4項各号の事項</p> <p>(2) 利用者への周知の方法及び周知日</p> <p>(3) <u>取扱一部取りやめの機関決定日</u></p> <p>(4) <u>取扱を一部取りやめる暗号資産の返還等の方針（取扱一部取りやめの日以降の取扱を含む。）</u></p>	<p>3 会員は、取扱暗号資産の取扱いを廃止する場合には、当該廃止に係る<u>廃業公告を行う日の2週間前までに</u>、次の各号に掲げる事項を協会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 前条第2項各号の事項</p> <p>(2) 利用者への周知の方法及び周知日</p> <p>(3) <u>廃業公告の方法及び廃業公告の実施日</u></p> <p>(4) 取扱廃止暗号資産の保有者数、保有数量及び保有金額</p> <p>(5) 取扱廃止の機関決定日</p> <p>(6) 暗号資産の返還等の方針（取扱廃止日以降の取扱いを含む。）</p> <p>4 （新設）</p>
---	---

「暗号資産の取扱いに関する規則」に関するガイドライン（新旧対照表）

「暗号資産の取扱いに関する規則」に関するガイドラインの一部を次のとおり改正する。

※傍線部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 10 条第 2 項関係・第 3 項関係（略）</p> <p>第 10 条第 4 項関係</p> <p><u>会員が、(i)取扱暗号資産の取引として一種類のみの取引を行っている場合において、当該種類の取引について特定の取扱暗号資産の取り扱いは行われな</u> <u>いこととなる場合、又は、(ii)取扱暗号資産の取引として複数の種類の取引を行っている</u> <u>場合において、そのいかなる種類の取引についても特定の取扱暗号資産の取り扱</u> <u>いは行われな</u> <u>いこととなる場合は、第 10 条第 1 項に規定する「取扱暗号資産の</u> <u>取扱いを廃止する場合」にあたり、同項が適用されます。会員が、取扱暗号資産</u> <u>の取引として複数の種類の取引を行っている場合において、その一部の種類の取</u> <u>引について特定の取扱暗号資産の取り扱いを取りやめるが、他の種類の取引につ</u> <u>いては当該取扱暗号資産の取り扱いは引き続き行われている場合には、「取扱暗</u> <u>号資産の取扱いを廃止する場合」には該当せず、本項が適用されます。</u></p> <p>第 10 条第 4 項第 4 号関係</p> <p>取扱暗号資産の取扱一部取りやめの場合における利用者からの預かり暗号資産の返還等の方針については、利用規約の内容等も踏まえ、会員において、個別に検討する必要がありますが、利用者からの預り暗号資産を返還しないことも想定されます。その場合、暗号資産の出庫ができることや取扱いの取りやめをしない別の種類の取引にて売買が可能であること等利用者が不利益を被らないように周知が必要です。</p>	<p>第 10 条第 2 項関係・第 3 項関係（略）</p> <p>第 10 条第 4 項関係（新設）</p> <p>第 10 条第 4 項第 4 号関係（新設）</p>